

立川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の公布による。

立川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 立川市個人情報保護審議会（第5条・第5条の2）</p> <p>第3章 個人情報の収集、利用及び管理（第6条～第13条）</p> <p>第4章 自己情報の開示請求等の権利（第14条～第18条の2）</p> <p>第5章 救済の手續等（第19条～<u>第20条の7</u>）</p> <p>第6章 雑則（第21条～第24条）</p> <p>第7章 罰則（第25条～第30条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、実施機関又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理する文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第17条の2第1項において同じ。</u>）その他これらに類するもの（以下「文書</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 立川市個人情報保護審議会（第5条・第5条の2）</p> <p>第3章 個人情報の収集、利用及び管理（第6条～第13条）</p> <p>第4章 自己情報の開示請求等の権利（第14条～第18条の2）</p> <p>第5章 救済の手續等（第19条～<u>第20条の3</u>）</p> <p>第6章 雑則（第21条～第24条）</p> <p>第7章 罰則（第25条～第30条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、実施機関又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理する文書、図画、写真、フィルム及び<u>磁気テープ</u>その他これらに類するもの（以下「文書等」という。）に記録されるもの又は記録されたものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p>

等」という。)に記録されるもの又は記録されたものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

(3)～(6) ……略……

(個人情報保護審議会)

第5条 実施機関の諮問に応じ、第19条に規定する苦情の申出若しくは第20条の2に規定する審査請求に係る審査をし、又は個人情報の保護の推進及び実施機関による個人情報の保護に関する施策について必要な事項を審議し、若しくはこれらの事項について建議するため、立川市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 ……略……

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

4～11 ……略……

(審議会の公開の可否)

第5条の2 審議会が行う苦情の申出及び審査請求に係る審査については、公開しない。

2 ……略……

(個人情報システムの届出及び公表)

第7条 ……略……

2 ……略……

3 実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があるときは、個人情報システムが開始され、又は変更されたとき以後に前2項の規定による届出をすることができる。

4 ……略……

(開示を請求する権利)

第14条 ……略……

(3)～(6) ……略……

(個人情報保護審議会)

第5条 実施機関の諮問に応じ、第19条に規定する苦情の申出若しくは第20条に規定する不服申立てに係る審査をし、又は個人情報の保護の推進及び実施機関による個人情報の保護に関する施策について必要な事項を審議し、若しくはこれらの事項について建議するため、立川市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 ……略……

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

4～11 ……略……

(審議会の公開の可否)

第5条の2 審議会が行う苦情の申出及び不服申立てに係る審査については、公開しない。

2 ……略……

(個人情報システムの届出及び公表)

第7条 ……略……

2 ……略……

3 実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があるときは、個人情報システムが開始され、又は変更されたとき以後に前項の届出をすることができる。

4 ……略……

(開示を請求する権利)

第14条 ……略……

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

3及び4 ……略……

（請求の方法）

第16条 個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求しようとするもの（以下「請求者」という。）は、実施機関に対し、当該開示、訂正又は利用停止の請求に係る個人情報の本人（第14条第2項の規定による請求にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを示す書類を提示し、又は提出するとともに、実施機関が定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。

2 ……略……

（請求に対する決定等）

第17条 ……略……

2 ……略……

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示等可否決定をすることができないときは、第16条第1項の規定による請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由を書面により請求者に通知しなければならない。

4 開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る個人情報が著しく大量であるため又は当該個人情報の検索に著しく日時を要するため、第16条第1項の規定による請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示等可否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示、訂正又は利用停止の請求に係る個人情報の

2 未成年又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

3及び4 ……略……

（請求の方法）

第16条 個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求しようとするもの（以下「請求者」という。）は、実施機関に対し、当該開示等の請求に係る個人情報の本人（第14条第2項の規定による請求にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを示す書類を提示し、又は提出するとともに、実施機関が定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。

2 ……略……

（請求に対する決定等）

第17条 ……略……

2 ……略……

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示等可否決定をすることができないときは、前条第1項の規定による請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由を書面により請求者に通知しなければならない。

4 開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る個人情報が著しく大量であるため又は当該個人情報の検索に著しく日時を要するため、第14条第1項の規定による請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示等可否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示、訂正又は利用停止の請求に係る個人情報の

うち相当の部分につき当該期間内に開示等可否決定をし、残りの個人情報については、相当の期間内に開示等可否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

5 ……略……

6 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に請求者以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示等可否決定に先立ち、当該請求者以外のものに対し、開示の請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた請求者以外のものが当該個人情報の開示に反対の意思を表示した場合において、開示の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも14日間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（第20条の2及び第20条の3において「反対意見書」という。）を提出したのに対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（開示の方法）

第17条の2 個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が前条第2項に規定する書面により指定した日時及び場所において行うものとする。ただし、電磁的記録その他これに類するものについては、閲覧、視聴、写しの交付等でその種別及び情報技

うち相当の部分につき当該期間内に開示等可否決定をし、残りの個人情報については、相当の期間内に開示等可否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

5 ……略……

6 実施機関は、開示、訂正又は利用停止の請求に係る個人情報に請求者以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示等可否決定に先立ち、当該請求者以外のものに対し、開示、訂正又は利用停止の請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた請求者以外のものが当該個人情報の開示、訂正又は利用停止に反対の意思を表示した場合において、開示、訂正又は利用停止の決定をするときは、開示、訂正又は利用停止の決定の日と開示、訂正又は利用停止をする日との間に少なくとも14日間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示、訂正又は利用停止の決定後直ちに当該意見書（第20条において「反対意見書」という。）を提出したのに対し、開示、訂正又は利用停止の決定をした旨及びその理由並びに開示、訂正又は利用停止をする日を書面により通知しなければならない。

（開示の方法）

第17条の2 個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が前条第2項に規定する書面により指定した日時及び場所において行うものとする。ただし、磁気テープその他これに類するものについては、閲覧、視聴、写しの交付等でその種別及び情報技

術の進歩その他の情報化の進展状況を勘案し、別に定める方法により行うものとする。

2及び3 ……略……

(苦情の申出)

第19条 ……略……

2 実施機関は、前項に規定する苦情の申出を受けたときは、その必要があると認めた場合は、審議会に諮問し、是正その他必要な措置を講じなければならない。

(審理員による審理手続の適用除外)

第20条 開示等可否決定又は開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第20条の2 開示等可否決定又は開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、審議会に諮問し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部の開示、訂正又は利用停止をすることとする場合(当該個人情報の開示について請求者以外のものから反対意見書が提出されているときを除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読

術の進歩その他の情報化の進展状況を勘案し、別に定める方法により行うものとする。

2及び3 ……略……

(苦情の申出)

第19条 ……略……

2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、その必要があると認めた場合は、審議会に諮問し、是正その他必要な措置を講じなければならない。

(不服申立て)

第20条 開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、審議会に諮問し、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
- (2) 開示等可否決定(開示、訂正又は利用停止の請求に係る個人情報の全部の開示、訂正又は利用停止を旨の決定を除く。以下この号及び第3項において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の開示、訂正又は利用停止をする場合(当該決定について請求者以外のものから反対意見書が提出されているときを除く。)

2 前項の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」とい

み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第 20 条の 3 前条の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した請求者以外のもの（当該請求者以外のものが審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

う。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 請求者（請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示等可否決定について反対意見書を提出した請求者以外のもの（当該請求者以外のものが不服申立人である場合を除く。）

3 第 17 条第 7 項の規定は、次の各号に掲げる決定をする場合について準用する。

- (1) 開示等可否決定に対する請求者以外のものからの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示等可否決定を変更し、当該決定に係る個人情報の開示、訂正又は利用停止をする旨の決定（請求者以外のものである参加人が当該個人情報の開示、訂正又は利用停止に反対の意思を表示している場合に限る。）

第20条の4 第17条第7項の規定は、次の各号に掲げる裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する請求者以外のものからの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示等可否決定（開示の請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報の開示をする旨の裁決（請求者以外のものである参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査請求に係る調査）

第20条の5 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示等可否決定に係る個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の開示を求めることはできない。

2 ……略……

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示等可否決定に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（不服申立てに係る調査）

第20条の2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった開示等可否決定に係る個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の開示を求めることはできない。

2 ……略……

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった開示等可否決定に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(意見の陳述等)

第20条の6 審議会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審議会は、審査請求人等から申出があつたときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審議会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第20条の7 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審議会は、請求者以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写

(提出資料の閲覧等)

第20条の3 不服申立人及び参加人は、諮問実施機関に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、請求者以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審議会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 実施機関がした開示等可否決定又は開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示等可否決定又はこの条例の施行前にされた開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。